

南国市スクールバス等運行管理業務委託仕様書

1. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 委託業務内容

(1) 基本方針

- ① 児童及び生徒の登下校時における本業務を安全かつ確実に行うこと。
- ② 道路交通法等関係法令・規定を遵守すること。
- ③ 道路輸送法及び関係法令に準じて運行管理、運転手の選任を行うこと。
- ④ 運転手の指導監督、健康状態を管理し、発注者の方針に沿って本業務を遂行すること。また、運行前にはアルコール検査を実施すること。
- ⑤ 車両の整備、運行前の点検は常に行い万全の注意を払うこと。
- ⑥ 事故等が発生した場合はすべての事故対応を行うこと。
- ⑦ 運転手の雇用に当たっては、地元雇用を優先すること。
- ⑧ 運転手の休暇取得および病休等によって、欠員が出ないように補充人員の確保をすること。

(2) 業務内容

- ① 児童・生徒の登下校送迎業務
- ② 学校行事等及び教育委員会が認める輸送
- ③ 車両の保管、清掃、点検
- ④ 車両に係る消耗品及び備品の補充交換、保管管理
- ⑤ 車両の保管場所、待機場所等の清掃、管理
- ⑥ 運転手の手配業務
- ⑦ 運行日誌、点検簿、出勤簿の作成・提出
- ⑧ 車両故障・修理時の代替輸送の手配

(3) 業務に関する特記事項

- ① 運行に係る企画、調整、立案、運行表の作成を行うこと。
学校及び教育委員会等と協議調整を行い、利用希望者の状況に合わせて運行の台数・経路・時間を調整するものとする。
- ② 停留所の設置個所調査を行うこと。
学校及び教育委員会から提示された停留箇所で、児童・生徒の乗り降りの安全が確保され、一般車両の通行の妨げにならないかを調査すること。
- ③ 運行に必要な届出等、手続きは受託者が行うこと。
- ④ 受託者は学校始業日までに必ず試運転を行い送迎業務に支障がないようにすること。運転士の変更の際にも実施し引継ぎを行うこと。試運転に係る費用は受託者負担とする。
- ⑤ 受託者は運転士の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるように定期的に教育研修を実施すること。
- ⑥ 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならな

い。契約期間満了後においても同様とする。

3. 運行内容

(1) 年間運行予定日数

運行日 205日以内（令和8年度のみ208日以内）

（学校の年間スケジュールにより決定。休業期間に実施することも教室の送迎は除く）

実働時間 8時間／1日

休憩時間 1時間／1日

(2) 休業日に奈路小学校で実施する行事等 23日以内

実働時間 登下校に要する時間

(3) 休業日に奈路小学校以外で実施する行事等 5日以内

実働時間 行事の参加や実施に要する時間（最長8時間／1日）

教育委員会からの指示により、校外で実施される行事の参加や実施に必要な送迎を行う。送迎の対象者は、奈路小学校の児童に限らない。

(4) 運行ルート

対象校名	主なコース	運行距離（片道）	所要時間
奈路小学校	保健福祉センター～サニークシス～ ～筒井理容室～住吉野公民館～東工業 高校～認定こども園ひまわり～高知精 工メッキ長岡工場～りょうせき薬局～ 奈路小学校	往路 約 23 Km 復路 約 23 Km	約 65 分

※本業務の遂行にあたり、登校時のスクールバス運行後に一旦日中の待機場所等へ戻ること。

(5) その他

教育委員会からの指示により、勤務時間内において遠足や課外活動の送迎を実施する。受託者は指示内容を確認し、通常の運行に支障のない範囲で送迎を行うこと。支障が出る場合はその都度協議を行うこと。

送迎の対象者は、奈路小学校の児童に限らない。

4. 使用車両等

(1) 車両については、市所有の下記車両（公用車）を利用する。

使用車両

車名	車両用	用途	定員	燃料	駆動方式	年式	走行距離 (R6.1.18 現在)
三菱 ローザ	自家用	乗合	29人	軽油	4×2	R5	12,200 km

※定員数は、運転士が含まれた定員である。

※受託者の責により車両が不足する場合には受託者負担で代替車両を用意し、運行を行うこと。

車両の保管場所

ナンバー	車名	保管場所
高知 200 さ 806	三菱 ローザ	南国市小籠 925-1

日中の待機場所

休憩場所：南国市小籠 1 丁目

5. 委託料

(1) 予算額

委託上限額は、16,908,000円とする。なお、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

※ 車両整備費（法定点検料、継続検査料、タイヤ購入交換費、重量税、自賠責保険料、受託者の過失等に起因しない修繕費用）、燃料費に関しては、委託者が負担する。

※ 不測の事態による勤務時間の超過が発生した場合は、速やかに受託者と協議を行うこと。

(2) 支払い

委託料は、月毎の業務完了後、委託料支払い請求書をもって支払う。

6. 損害賠償の義務

(1) 受託者は、委託業務の実施中に受託者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者は、前項を履行するために、管理自動車について必要十分な自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

7. 責任者の配置と責務

(1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために運転士以外で、総括責任者、運行管理者を配置し、発注者及び学校と随時、協議をすること。

(2) 総括責任者を配置し、運行開始から運行終了まで対応できるようにすること。

(3) 総括責任者が、休暇等を取得する際は、同じ条件の代替者を配置すること。

(4) 運行管理者を配置し、発注者の運行予約や確認に随時対応できるようにすること。

8. 緊急時の対応及び連絡体制

(1) 事故の発生及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処理を行うこと。

(2) 自然災害、またはその恐れがある時には発注者及び学校長と協議のうえ対応を決めること。

(3) 本業務中に事故及び不測の事態が発生した場合は、ただちに発注者及び学校長に連絡をするとともに、協議のうえ事故等の処理にあたること。ただし、受託者の過失等による場合は、受託者の責任において全面的に問題解決に当たること。

(4) 南国市地域防災計画に基づき、民間輸送業者と連携する項目に対し、できうる限り協力すること。

9. 業務の報告

- (1) 車両を運行した際は、委託者が指定する運行日誌、点検簿、出勤簿を作成し委託者の指定する日に提出すること。
- (2) 受託者は毎月及び年度の業務完了後速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

10. 留意事項

- (1) 契約期間満了の際には、次期受注者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、協議をして処理するものとする。